

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

共愛学園中学高等学校

校長 鮑田 哲也

新型コロナウイルス感染症のため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。新型コロナウイルス感染の出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

- ※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。
- ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善するまでのこととなります。
- ※ 無症状の場合には検体採取日を 0 日目とします。

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するよう to してください。また、登校にあたっては、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、登校再開当日に学校へ提出をお願いします。

（なお、5 日経過しても症状が重い場合には医師に相談してください。）

新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に発症日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「コロナにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「症状軽快日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を持って登校し、学校に提出

保護者が記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 番 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 登校再開日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「症状が軽快した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
2	症状が軽快した日を 0 日とし、翌日 1 日を経過している。 ⇒ 症状が軽快した日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 （解熱日： _____ 年 _____ 月 _____ 日）

上記のとおり相違ありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

①担任	②教務	③保健室
印	印	印